

## 実施条件

## 1 設置条件

- (1) 別紙1に示す充電設備設置範囲内に充電設備（付帯設備一式を含む。）を設置すること。
- (2) 設置する充電設備は、時間制限駐車区間の駐車枠1枠ごとに1基設置し、別紙1に指定する隣接する駐車枠2枠に合計2基設置すること。
- (3) 設置する充電設備は、急速充電設備（出力10kW以上）とすること。
- (4) 電力の引込においては、キュービクルの設置を要しない形態で充電設備を設置すること。
- (5) 道路交通上の安全を考慮し、関係者協議の上、充電設備予告看板を設置すること（設置場所は、関係者協議により決定し、別紙1 充電設備設置範囲外となる場合がある。）。
- (6) 既存の時間制限駐車区間に充電設備を併設することになるが、充電設備の新規設置に伴い、駐車枠の位置、大きさが変更となるので、別紙1のとおり、駐車枠を改修すること。
- (7) 本事業の実施について、道路管理者、交通管理者等と協議し、関係者の合意を得た上で、道路占用許可及び道路使用許可を取得すること。  
その際、充電設備の設置に関する詳細設計を行い、道路占用許可及び道路使用許可に必要な書類一式を作成すること。
- (8) 詳細設計に当たっては、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（国土交通省道路局 令和5年5月）」を参考に、周辺の道路構造（植樹を含む。）や道路交通に支障のないよう機器配置等を検討すること。
- (9) 充電設備設置工事の実施及び工事監理は事業実施者の責任で行うこと。  
また、工事の実施に必要な関係機関への手続等についても、事業実施者の責任で行うこと。
- (10) 充電設備の設置後は、充電設備（付帯設備一式を含む。）の運用管理・維持管理を事業実施者の責任で善良な管理者としての注意をもって適切に行うこと（維持管理の範囲は、別紙1 充電設備設置範囲に加え、充電設備に対応した駐車枠（駐車枠内を含む。）及び充電設備予告看板とする。）。  
また、充電設備の利用に係る充電料金を充電設備利用者から徴収し、決済手段はキャッシュレス決済とすること。
- (11) 設備に不具合等が発生した場合は、都へ情報共有し、対応を都と協議すること。  
設備に異常等があり、道路及び周辺の設備等に影響を及ぼした場合は、道路管理者等の指示に従い、事業実施者の負担で対応すること。
- (12) 設置した充電設備の利用実績について、毎月都に報告すること。
- (13) 本事業における利用状況の分析に当たり、利用者へのアンケート調査等を実施するとともに、必要に応じて利用状況の分析に必要な各種調査（設置した管理用カメラによる利用状況の確認等）を実施し、都に報告すること。
- (14) 都が関係者協議会を開催する場合は、必要な情報を都へ提供するとともに、必要に応じて関係者協議会へ出席すること。
- (15) 本事業の実施期間終了時までに、事業実施者の負担により、設置した充電設備等を撤去し、道路管理者が指示する状態に復旧すること。撤去により、道路及び周辺の設備等に影

響を及ぼした場合は、道路管理者等の指示に従い、事業実施者の負担で対応すること。

## 2 設備構成

公道に充電設備を設置するに当たり、以下に示す工作物を設置すること。

- (1) 充電設備本体
- (2) 管理用カメラ
- (3) 利用等案内看板
- (4) 充電設備及び時間制限駐車区間の適正な利用に関する掲示
- (5) 充電設備予告看板（設置場所は、関係者協議により決定する。）

## 3 安全対策の実施が必要な事柄

公道に充電設備を設置するに当たり、周辺交通への配慮が必要なため、以下の項目等を考慮した上で、機器配置等を検討すること。

- (1) 充電ケーブル格納時における充電ケーブルの車道上へのはみ出し防止
- (2) 充電時における充電車両や充電ケーブル、充電コネクタの突出部と通行車両との接触防止
- (3) 充電設備と歩行者との接触防止
- (4) 充電設備利用者等への適正な利用ルールの周知

## 4 事業費用等

充電設備の設置、運用等の事業に係る一切の経費は事業実施者の負担とする。

## 5 各種協議

### (1) 公募採択から事業実施までの調査、検討について

ア 事業実施者は、現場調査等必要な調査を実施の上、1 設置条件を満たす内容の詳細設計を行い、平面図等を作成しなければならない。その際、図面の内容が設置条件を満たしているか都へ確認すること。

また、道路管理者、交通管理者への道路占用許可、道路使用許可の申請に当たり、関係者との協議や図面の内容等についての調整が発生する場合があるが、その都度対応すること。

イ 本事業の進行に当たっては、関係者との調整が必要となるため、公募採択以降の進め方は、都へ確認の上、対応すること。

関係者との調整に当たり、必要な情報を都へ提供するとともに、必要に応じて、都と連携して対応すること。

また、現場調査から工事、運用開始までの詳細な全体スケジュールを作成し、都へ提出の上、進捗状況を都へ適宜、情報共有すること。

### (2) 道路占用等

ア 事業実施者が公道上に工作物を占用するに当たっては、道路法第32条に基づく道路占用許可を受け、所定の占用料を支払わなければならない。

また、道路占用許可時に付される条件を遵守しなければならない。

- イ 占用料は、東京都道路占用料徴収条例により定めた額とする。  
なお、占用料は事業実施期間中においても改定される場合がある。
- ウ 道路管理者が事業実施者に占用を許可する面積の算定は、充電設備等を設置した範囲の投影面積とする。
- エ 占用料の納付に係る時期・方法等については、道路管理者の指示に従うものとする。
- オ 事業実施者は、充電設備等の設置場所を本事業以外の用途に使用してはならない。
- カ 事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担については、別表1のとおりとする。  
なお、これに定めのないものについては、協議により決定する。
- キ 設置場所の道路占用許可期間は、道路占用許可の許可日から5年以内とする。  
その後、事業実施者は、5年以内を単位として道路占用許可の更新を申請できる。ただし、更新期間は、本事業の実施期間内とする。
- ク 道路管理者は、事業実施者が、道路占用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該場所の道路占用許可を取り消すことができる。この場合、道路占用許可を受けていた事業実施者の責任と負担において、設置場所から設備を速やかに撤去し、道路管理者が指示する状態に復旧すること。

### (3) その他

- ア 事業実施に当たっては、電気事業法、道路法、道路交通法、建築基準法等の関係法令を遵守しなければならない。必要な関係機関協議、許認可等の関係法令等の手続きについては、事業実施者が行うこと。
- イ 充電設備等による騒音、通行者や周辺設備等への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を実施すること。
- ウ 工事の実施に当たり、都が施工に係る書類を求める際は、別途提出すること。
- エ 道路の維持管理や他の占用物件、既設設備等の保守点検に支障を生じないようにすること。
- オ 工事の実施に当たり必要な道路管理者との調整、工事中の安全対策の実施等は、事業実施者において十分に行うこと。
- カ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて道路及び設置場所近隣に損害を与えていいかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- キ 事業実施者は本事業により、都及び第三者に損害を与えないようにすること。  
損害が発生した場合に備え、損害保険に加入し、その他、具体的な対応策を講ずること。  
都及び第三者に損害を与えた場合は、事業実施者が補償責任を負う。  
なお、事業実施者が責任を負うべき事項で、都が責任を負うべき合理的理由があるものや分担が決まっていないものについては、別途協議する。
- ク 事業実施者は、本事業に関連して知り得た情報等を、都の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ケ 周辺環境の変化により、改修等の必要が生じた場合は、都と事業実施者で別途協議を行うものとする。
- コ その他、本資料に定める事項に疑義が生じた時又は定めのない事象が発生した時は、都と事業実施者で協議して対応を決定するものとする。